

ばんえい競馬における競走馬への不適切な行為について

1 経過

- 4月18日（日） 令和3年度第1回能力検査第18競走において、鈴木恵介騎手が出走馬を蹴る事案が発生。
- 4月21日（水） 鈴木騎手を戒告処分。
本人から当面の間、騎乗を自粛する旨の申し出があり受理。
- 4月22日（木） 関係者への事情聴取や第1回能力検査全競走の調査等実施。
～28日（水）
- 4月29日（木） 調査等実施の結果、第7競走において、平田厩務員（鈴木厩舎所属）の類似行為を確認したため、平田厩務員を戒告処分、鈴木調教師を厳重注意。

2 内容

(1) 不適切な行為について

① 第18競走 鈴木騎手

第2障害で座り込んだ馬を起き上げようと、手綱を引く等の対処をしたものの起き上げることが出来ないため、馬の顔を蹴るという行為に至る。

② 第7競走 平田厩務員

第2障害で動けない馬を扶助するものの、起き上げることが出来ないため、馬の顔を蹴るという行為に至る。

(2) 処分の判断理由

如何なる理由があっても、当該行為は認められるものではなく、きゅう舎関係者の責務に反し、競馬に対する不信を招くような行為を行ったものとして、過去の類似の事例も参考に判断した結果、両者とも戒告処分とした。

3 再発防止策

- (1) 監視体制の強化
- (2) 研修会等による指導・教育の徹底